

大 川 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 26 日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の
氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1 番	永	尾	学	8 番	龍	誠	一
2 番	宮	崎	貴 仁	9 番	平	木	一 朗
3 番	古	賀	寿 典	10 番	内	藤	栄 治
4 番	西	田	学	11 番	川	野	栄 美 子
5 番	馬	渕	清 博	12 番	遠	藤	博 昭
6 番	永	島	幸 夫	13 番	永	島	守
7 番	宮	崎	稔 子				

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	江	藤	義	行
教	育	長	横 大 路	智	毅
会 計 管 理 者 長		添	島	良	徳
(兼) 会 計 課					
人 事 秘 書 課 長		山	口		馨
(併) 監 査 事 務 局					
総 務 課 長		龍		健	司
(併) 選挙管理委員会事務局					
企 画 課 長		辻			悟
学 校 教 育 課 長		緒	方	範	子

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西	原	真
議 会 事 務 局 書 記	古	賀	直
議 会 事 務 局 書 記	松	家	奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	原	耕	平

4. 付議事件

1. 委員長報告

1. 質疑・討論・採決

1. 追加議案の上程

議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議

1. 提案理由の説明

(議案第43号)

1. 質疑・討論・採決

(議案第43号)

1. 追加議案の上程

議案第44号 工事請負契約の締結について

議案第45号 工事請負契約の一部変更について

1. 提案理由の説明

(議案第44号、第45号)

1. 質疑・討論・採決

(議案第44号、第45号)

1. 追加議案の上程

議案第46号 永島守議員に対する議長不信任決議

1. 提案理由の説明

(議案第46号)

1. 質疑・討論・採決

(議案第46号)

1. 会議録署名議員の指名

1. 閉会の宣告

午前9時30分 開議

○議長（永島 守）

改めましておはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで御報告を申し上げます。

まず、江藤市長から発言の申出があっておりますので、この際、お願いをいたします。市長。

○市長（江藤義行）

皆さんおはようございます。

今定例会の一般質問におきまして、ある議員の一般質問終了後に、答弁に立ちました職員に対して傍聴にお越しになられていた市民の方2名が、答弁内容について抗議を行われるという事案がございました。

市民の皆様からの市政に対する御意見は真摯に受け止めるべきものではございますが、今回のように議会答弁に対する直接的な抗議は、対応した職員に心理的負荷を与えるものであり、業務遂行に支障を来すおそれもございます。

つきましては、市民の皆様におかれましては、職員が安心して職務に専念できる職場環境を整えていくためにも、このような行動は差し控えていただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

次に、企画課長から発言の申出があっておりますので、この際、お願いいたします。辻企画課長。

○企画課長（辻 悟）

去る6月19日、市議会本会議一般質問における永島守議員に対する市長の発言に対して、補足説明をいたします。

永島守議員による有明海沿岸地域の浮揚策や関係行政との連携に関する質問に対し、市長が会議において副市長が出席していることが多い旨の発言を行ったことで、有明海沿岸地域振興会議においても、どの自治体も副市長が出席しているかのような誤解を与えてしまったところです。

有明海沿岸地域振興会議においては、どこの自治体も市長が出席していることをこの場を借りて補足説明いたします。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、横大路教育長から、6月18日本会議、宮崎貴仁議員の一般質問での発言に関して、一部訂正の発言申出がございました。この際、お願いをいたしたいと思います。教育長。

○教育長（横大路智毅）

一部発言の訂正をお願いいたします。

宮崎貴仁議員の質問に対して、私の発言の中で、適応指導教室の名称を適応指導教室あしたばと申しましたが、正しくは適応指導教室りんどうでございます。訂正させていただきます。失礼しました。

以上です。

○議長（永島 守）

これにつきましては、後刻、記録を調査して、適切に措置することといたしたいと思います。

それでは次に、総務委員会に付託しておりました議案第26号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びにその結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、遠藤博昭議員。

○総務委員長（遠藤博昭）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第26号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第2号）につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金557万4千円が計上されております。

民生費には、公費負担医療費助成システム改修業務委託料264万円及び保育所等給食支援費補助金1,536万3千円が計上されております。

農林水産業費については、水田農業DX推進事業費補助金934万4千円及び水田農業担い手機械導入支援事業費補助金411万9千円等、計1,357万6千円が計上されております。

教育費には、学校安全総合支援事業に関する経費70万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は3,785万3千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当することとあります。

委員会では、3款1項1目社会福祉総務費の公費負担医療費助成システム改修業務委託料に関し、保険証が病院で使えなかったという声をお聞きするが、現状はどのようになっているのかただしたところ、昨年12月から従来の保険証は使えなくなっている。マイナ保険証、または資格確認証で受診をお願いしたい旨の答弁がなされました。さらに、本市において、マイナ保険証の登録率はどのくらいかただしたところ、国民健康保険でマイナンバーカードをお持ちの方のマイナ保険証の登録率は、令和8年4月現在で約73%である旨の答弁がなされました。

また、6款1項3目農業振興費の水田農業担い手機械導入支援事業費補助金に関し、昨今の担い手不足の状況をただしたところ、農家の高齢化、後継者の減少による担い手不足は、本市に限らず重要な課題であり、育成に取り組んでいるが、解決できていない状況である。JAや福岡県農業普及指導センターなどと連携し、引き続き支援を行っていききたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

討論を希望される方は、この際、通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第26号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、永島幸夫議員外3名から、議案第43号、私に対する議長不信任決議が提出されております。

本件については私の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席をいたします。

ここで議長職務交代のため、暫時休憩いたします。

午前9時39分 休憩

午前9時40分 再開

○副議長（平木一朗）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となるゆえをもって退席されましたので、これから私が議長の職を執ることといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、この際、お諮りいたします。6月18日、永島幸夫議員外3名から永島守議員に対する議長不信任決議が提出されております。

この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、提出者の説明を求めます。6番。

○6番（永島幸夫）（登壇）

議席番号6番、永島幸夫であります。おはようございます。

議長不信任決議案の内容を申し上げます。

6月9日、当議員永島幸夫が議会事務局で一般質問発言通告書を提出し、議員控室への移動の際、事務局出入口で、中立である議長が、要らんこと言うな、市長が困ろうだいと発言。恫喝ではないのか。

また、議員控室にて市職員執行部との質問内容についての打合せの際、議長同席立会いとはおかしいのではないのか。発言内容に口出しするのももってのほかではないのか。

議長の使命は言うまでもなく、公平で民主的な進行をすることにある。しかし、永島守議

長の采配は間違っており、議長の資格はなしと判断します。

このような態度を持つ議員は、議長としての責務を果たす資格に欠けるため、ここに議長不信任決議案を提出いたします。

令和8年6月18日、大川の将来を考える会、代表、内藤栄治、龍誠一、西田学、永島幸夫。
以上です。

○副議長（平木一郎）

提出者の説明は終わりました。

それでは、これから議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。12番遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）

今回の事件は事務局入り口付近で起こったことでありますけれども、どのような状況で、何を言われたことが恫喝に当たると感じられておりますか、お答えください。

○副議長（平木一郎）

6番。

○6番（永島幸夫）

遠藤議員の内容についてお答えいたします。

恫喝というのは、人をおとしめる内容です。要らんことを言うな、市長が困ろうだと、これはその内容と同じ恫喝ではありませんか。人を脅かすという言葉です。

以上です。

○副議長（平木一郎）

よろしいでしょうか。12番。

○12番（遠藤博昭）

この質疑というのは、もう3点しかございませんので、取りあえず今は聞いたということにしておきます。

では、次の質問に行きます。

質問の内容について、打合せの際の議長同席立会いはおかしいのではないかという文言があります。議長の立会いは議員の間での話合いの中で決めたことであり、議会改革特別委員会の中での協議です。この議員間で協議すべきである立会いは、秩序ある議会運営を行うた

めのものであり、重複した質問に対する調整も必要だと思いますが、この議案提案者の御意見をお聞かせください。

○副議長（平木一朗）

6 番。

○6 番（永島幸夫）

遠藤議員がおっしゃる議長立会いのほうのやり方ですけれども、口出しをされること自体がおかしいわけですよ。同じ質問がかぶるからと、そういうふうな内容ではありません。かぶっていいわけですよ。同じ内容を質問しても、それぞれ議員の人が違う内容を説明のさなかにかぶっても問題はありません。なぜそういうことを規制するのですか。とんでもないことです。

以上です。

○副議長（平木一朗）

12番。

○12番（遠藤博昭）

三つ目です。

不適切な一般質問に対して議長が注意し、もしくは適切なものに変更をお願いするのは当然の権利であり、議会の質の向上には必要なことだと思いますが、永島議員はどういうふうにお考えでしょうか。

○副議長（平木一朗）

6 番。

○6 番（永島幸夫）

遠藤議員がお話しになっていますけれども、不適切な発言とかおっしゃっています。でも、議員は個人個人、心情があるわけですよ。まして、市民の皆さんに議会の内容をお示しする機会を与えるためにも、議長に対して、どうしてそういうふうな質問している議員に対して発言ができるのか、不思議でなりません。おかしいではありませんか。何か抑制をされている。非常に不愉快でございます。

以上です。

○副議長（平木一朗）

これをもって質疑を終結いたします。

次に、本案につきまして、永島守議員から発言の申出がなされております。

つきましては、地方自治法第117条ただし書の規定によりますと、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができることとなっております。

ここでお諮りいたします。本案について、永島守議員が会議に出席し、発言することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、永島守議員の発言については同意することに決しました。

永島守議員、入場をお願いします。

〔永島議長入場〕

13番。

○13番（永島 守）

弁明の機会をお与えいただきました。

先ほど私も少し全協の中でもお話をさせていただきましたけれども、私も提案理由の説明等については手元にいただきました。その内容等について、私は、皆さん方も御存じの方もあるかと思いますが、永島幸夫議員とはほとんど話をしません。ですから、先ほどの、要するにその内容等について、当初は打合せの段階で私が恫喝をしたというような、そういうことで提出がなされておりましたけれども、どこでどういうふうになったのかですね。私は当時の、結局なぜ議長が立ち会わなければならないのかというのは、過去、この幸夫議員はいろんな発言において誤った発言、そういうものを重ねてこられましたし、やっぱり議長として、間違いがあってはならない。

それと、一応分かりやすくお話をしますと、議長には整理権がございます。いわゆる議事進行を円滑に進める、そういうことがございます。そういう中において、ほとんど今回の質問、私も黙って聞いておりましたけれども、いろんなところでなかなかみ合わない分がございましたから、そこで少し発言をさせていただきましたけれども、余計なことを言うとか、私はふだんからこういう言葉は使っておりません。まして今回は、そういう会話も幸夫議員とはいたしておりません。

それからまた、くだりにあります、どこでどう変わったのか分かりませんが、今回、そして後で今度は、議会事務局の出入口で要するにそういうことを言われたと言われておりますけれども、私は出入口から入ってきて、そして議長室に入ったわけですから、もし話を

しているとすれば議会事務局内なんですね。そういうことというのは一切あっておりませんし、今回のこういう不信任案が出ること自体、その原因とすること自体が私には全く腑に落ちません。

私はこういうこともあろうかと思ひまして、できるだけ私は録音を取ることにしております。録音はしっかりと取っておりますし、この方が何を言われるか分からないということが随分長きにわたってあっております。ですから、二人で話すということとはございません。また今回のようにこういうふうなお話につながる。ですから、こういうことは一切私はやっておりません。何でこういうものが出されるのか。

そして、ある部分では、県議会議員を経験者の方がそれ以前に、いわゆる定例会が始まる前に、先々週の金曜日ですか、4名の方を引き連れて前日に、これは事務局から連絡がございました。明日11時に土井彌一郎さんがお見えになりますということで、何のことねと私は尋ねたけれども、いや、分かりませんということで、私はお待ちしておりました。そしたら、私に対する抗議文を持ってこられた。私の後ろには4,000人の会員がついているんだと。これこそ事実に基づかない抗議文を持って、4,000人の配下がいるんだというのは、これこそまさに恫喝でしょう。私は、こういう間違いがあつてはならない。まして、長年県議を務めたお方が一方的な話を聞いて、そして、そういう人間を引き連れてこられたと。これはまさに事実でありますし、こういうことはあつてはならない。

いろんなことを、要するに皆さん方も御意見あるかと思ひますけれども、これを議論する余地はございません。なぜかといえば、そういう事実が、原因がないからでありますので。議場におられる皆さん方、しかとその辺のところを考えていただいて、それから、これまでの議会の中で、今は私は決して議会が正常に動いているとは思いません。ぜひそれが、いわゆるそういうのが常態化しております。少なくとも私は市議会、行政がいい方向に常態化するように、元に戻るように、そういう思いを込めながらやっているわけでありますから、それは理解できる方は多くいらっしゃるかと思います。

以上で私の、これは反論でも弁解でもございません。事実そのものがございませんので、これはしかと皆さん方にお伝えして、私の弁明ではございませんですね、私の思いを語らせていただきました。

以上です。失礼いたします。

○副議長（平木一郎）

永島守議員、退席をお願いいたします。

〔永島議長退席〕

次に移ります。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。8番、賛成ですか、反対ですか。
（「賛成です」と呼ぶ者あり）8番賛成ですね。10番。（「賛成」と呼ぶ者あり）10番賛成。
11番。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。次、5番。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。12番。
（「反対」と呼ぶ者あり）6番。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成ですね。

それでは、反対討論のほうから進めさせていただきます。5番馬淵議員。

○5番（馬淵清博）（登壇）

5番馬淵清博でございます。議案第43号、議長不信任決議に反対として討論をさせていただきます。

一般質問は議会規則で定められており、円滑な議事運営を、執行機関が答弁をする準備時間確保のための打合せであり、議員は質問の趣旨を事前に通告を行うというように定められております。

また、議長はその質問に対し、円滑に進行することが義務づけられていると考えております。そのための執行部との質問の打合せに立会いをすることは、その範囲内だと考えておりますので、議案第43号、不信任案には反対をさせていただきます。

以上です。

○副議長（平木一朗）

次に、8番。

○8番（龍 誠一）（登壇）

皆様おはようございます。8番龍誠一でございます。議長不信任案に賛成の立場から申し上げます。

今回で4度目です。去年の6月、9月、12月、そして今回、永島守氏への議長不信任案は、これで4度目であります。その都度、問題を指摘してまいりました。しかし、問題は改善されず、また新たな問題が加わりました。

今回の問題は、6月9日火曜日に永島幸夫議員が一般質問の事前打合せを行われた当日、永島守議長は永島幸夫議員に対して、要らんこと言うなと発言されております。さらには、議員控室での執行部との打合せにも同席しております。議長は議員の質問内容に介入しても

よろしいのでしょうか。議長は全議員の活動を公正に保障し、議場の秩序を守る立場であります。

これまでの問題として、事実を申し上げます。

私は2015年、平成27年に永島守議員から暴行を受けました。当時、筑後警察署の取調べに対して永島守容疑者は、暴行の理由を自分の意見に反対したからだという供述により、暴行罪で有罪となり、前科が一つ増えるとともに、罰金刑も確定しております。私が申し上げたいのは、これは事実でございます。

永島守氏が議長就任後に起きていることを申し上げます。

2025年、令和7年6月、永島守議員は議長に就任されました。それ以来、私は加害者である永島守議長の議事進行の下で議員活動続けることを余儀なくされております。

永島守議員は令和6年12月定例会において、私は暴力議員と言われておりますけれども、暴力は振るっておりませんよと発言しました。裁判所が事実として認定したことを、公の議場で否定しました。

そして、令和7年12月定例会では、あたかも事実であるかのごとく、もう何遍ですか、決して許されることではないと発言しました。被害を受けた私が加害者から許されることではないと言われたのに、正しい認識を持って対応してくださる方はこの中にいらっしゃらないのでしょうか。こんな状況が現在の大川市議会で起きていることでございます。

政治家に求められるものは、立場によって基準を変えることであります。誰に対しても同じ基準で責任を問うことができなければ、市民の信頼を得ることは難しいと考えております。

私が申し上げたいのは、確定判決という国家の最終判断を議長という最高の公職にある者が公の場で繰り返し否定したことを、議会として許容されるのかを皆さんに問いたいのであります。永島守議員が自分の意見に反対したからと暴力を振るったことは、裁判所が認定した事実であります。

そして、本年6月9日、永島幸夫議員が一般質問の事前打合せ当日の質問内容に永島守議長が介入し、要らんこと言うなと発言しております。議員の意見を封じ込めようとする姿勢は今も変わっていないと、私にはそう見えます。

先ほども申しましたが、議長は全議員の活動を公正に保障し、議場の秩序を守る立場でございます。その議長が、確定判決を否定し、議員の言論を牽制し、被害者に対して二次加害を重ねております。これは議会の機能そのものを損なうものであります。

結びに、私は過去のことを蒸し返したくてこういうことを言っているのではございませんが、確定した事実は事実として正しく扱わなければなりません。それが司法の意味であり、議会の品位というものです。

大川市議会が市民の信頼に足る場であり続けるためにも、不信任案に賛成いたします。

ありがとうございました。

○副議長（平木一郎）

次に、11番川野議員。

○11番（川野栄美子）（登壇）

それでは、議長不信任案に反対の立場から討論を行います。

不信任決議とは、議会の代表者である議長が、その責務を果たすことができないと判断された場合に提出される極めて重い決議であります。したがって、その判断には客観的かつ明確な根拠が必要であり、単なる意見の相違や感情的な対立によって行われるべきではありません。

今回の件は、一般質問の内容について、永島議長と永島議員との間で意見の相違が生じたためであります。議長は、質問の内容が市政との関連性を有しているのか、事実関係は十分確認されているのか、また、一般質問として適切な内容であるのか、これらについて確認を行いました。これは議長として議会運営の適正を確保するための行為であります。

また、一般質問は、市政上の課題について執行部と議論を行う場であります。執行部との関係が不明確な事柄や事実確認が十分でない情報に基づく質問について慎重な対応を求めることは、議会の品位と信頼を守るためのことであります。

さらに重要な点は、議長が質問そのものを禁止した事実は確認できなかったということです。やり取りの中で議長は、そのような質問は適切ではないのではないかと意見を述べています。しかし、最終的には、言えばいいと発言をしており、議員の発言権そのものを奪ったわけではありません。実際に一般質問は行われております。つまり本件は、質問を封じた問題ではなく、質問内容の妥当性について議論が行われた結果、双方の意見が一致しなかったというものであります。

確かに、やり取りの中には厳しい表現や感情的な応酬も見受けられましたが、それは双方の議論の過程において生じたものであります。よって、議長が議会運営機能能力を失ったとか、公平公正な立場を著しく逸脱したと断定することはできません。

不信任決議は、議長が議会の信頼を失い、その職務の継続が困難であると認められた場合に限り行われるべきものであります。本件は、不信任という最も重い判断を下すだけの合理的な根拠は見いだせませんでした。むしろ、議会運営に関する見解の相違があるのであれば、今後の議会改革や運営改善の議論の中で解決を図るべきだと思います。

以上の理由により、本議長不信任決議案に反対をいたします。議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○副議長（平木 一郎）

次に、10番内藤議員。

○10番（内藤 栄治）（登壇）

私、内藤 栄治、10番、議長不信任案に賛成の立場で発言いたします。

そもそも一般質問を行政と打ち合わせるのに議長が立ち会うということ自体が私はおかしいと思います。これは倉重前市長時代に「大川の駅」の質問が集中する中、同じ質問が重ならないようにするため、事前に内容を知っておくため打合せに参加し、また、口出しはしないという約束事でした。今もそれが残っていて、これ自体がおかしいことで、このようなことをしているのは日本中で大川市議会だけじゃないでしょうか。自由な一般質問ができず、目に見えない圧力をかけているのではないかと。

今度は川場田園プラザの道の駅の質問をするため、永島守議長は永島幸夫議員に一般質問の内容を遮るなど、恫喝をするなど、言語道断である。一般質問に対して、検閲ですよ、検閲し、恫喝をかけ、止めさせようとすることは、大川市議会を冒瀆し、民主主義をいさめる最悪の事態です。

永島守議長は議長の資格はなく、議長不信任案に賛成いたします。

また、この際、一般質問の打合せに議長が立ち会い、検閲じみたことはやめたほうがよいと私は思います。本当に笑われますよ、こういうことをしているということは。

以上。

○副議長（平木 一郎）

次に、12番遠藤議員。

○12番（遠藤 博昭）（登壇）

議席番号12番、遠藤 博昭です。今回の議長不信任決議案に反対の意で発言させていただきます。

先ほど私、この議案提出者に対して質問をしました。その中で、今まで討論された方々は、永島議員が恫喝されたという感覚でお話しになっておられますけれども、先ほど僕が永島幸夫議員に質問した際には、要らんこと言うな、市長が困ろうだいと、このことは市長への恫喝ではないかというふうにおっしゃいました。

市長への恫喝を言ったと御自分が判断されて不信任を出されているのか、永島幸夫議員自身が恫喝を受けられたのか、ここですら定かではないような本人の発言であります。もしそれが市長に対する恫喝だと感じられたならば、まず、永島幸夫議員はこういうことがありましたよと市長に御報告をなさったのかということですよ。そういう確認も、多分恐らく確認していらっしゃらないんだと思うて、そういう中で、市長への恫喝ということで不信任を出していらっしゃる。ほかの方たちは永島幸夫議員への恫喝だと思って発言をされていらっしゃる。

こういう曖昧なところもありますし、先ほど内藤議員が力説されました議長同席、立会等はおかしいのではないかとということも質問をいたしました。これは令和6年10月11日の大川市議会議会改革調査特別委員会、これは私が議長をしておりますときに、全員参加の議員で議論をしてある内容であります。この委員会に私が一般質問の在り方について御検討をお願いした中で、一般質問に対するスムーズな議事進行が行われんことを願ってお願いした中で、議員間の話合いの中で、議長が立会いをするということを皆様に認めていただいて、そういうことを今まで行ってきたわけです。

内藤議員おっしゃるように、確かによその市町村にはこういう例はないと思いますけれども、議会の質の向上とかいうことに関しては非常に、それから、議会のスムーズな運営に当たっては非常に大事な内容ではないかと思っております。

もう一つあったですね。発言に口出しするのはもってのほかということですがけれども、職員との打合せの中でも、なかなか職員のほうも、それこそ回答がしづらいかいというようなお話もあったりする中で押し通してしまうから反問権とかいうのが使われたりするわけですよ。そういうのを防ぐためにも事前に打合せをするというような内容でもって議会進行を行っておるわけですから、ここに、文章の中にある文言が、議長不信任に値するとはとても思えないような内容であります。こういう不確かな内容でもって議長不信任決議案を出すこと自体が僕はおかしいと思います。

以上で僕の討論を終わりたいと思います。

○副議長（平木一郎）

次に、6番永島議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

6番永島幸夫です。賛成の立場で申し上げます。

私は今回の出来事の当事者であります。恫喝を受けたのは私自身であり、打合せをひそかに録音されたのも私であります。その立場から事実を申し上げます。

6月18日、私が動議を提出した直後、永島守議長は、私も察しがついておりますと述べ、動議の内容を察した上で、議長は打合せ中の録音を本会議場に持ち出しました。しかし、その録音は私が恫喝を受けた事務局出入口の場面を含んでいません。察しがついていると言いながら、なぜ核心の場面が含まれていない録音を持ち出したのか、この矛盾について議長からの説明はありません。

今定例会において永島守議長は、6月18日の本会議場で、あなたとのやり取りは全て文字起こしがございます、必要ならばテープもございますと宣言し、コピー用紙を振りかざし、私はその文字起こしの内容を確認しました。そこに記録されていたのは何か。議長の正当性を示す内容ではありませんでした。議長が打合せの場で私に向かって言い放った言葉がそのまま記録されていたのであります。

一つは、面白がってしているだけ、私の質問活動を嘲笑した言葉であります。

2番目に、常識がないからかみ合わない、これは私の人格を攻撃した言葉であります。

3番目に、そんなことをしよったら笑われますよ、これは私を威圧した言葉であります。

4番目に、もう話にならん、打合せを妨害した言葉であります。

5番目に、これは受けん、私の一般質問を受け取らないと言い放った言葉であります。

これらは私が直接受けた言葉であります。録音、文字起こし、その実は議長自身の手で記録したものにはほかなりません。議長は自らに不利な事実を記録した文書は、自らの正当性の証拠と信じて本会議場に持ち出したものであります。この一言が全てを物語っています。

これは受けんという意味でありますけれども、一般質問の発言通告を受理するかどうかは会議規則上の手続によるものです。議長が事前打合せの場でその受理を拒否する権限はどこにもありません。もし議長にそのような権限があるとすれば、大川市議会の全ての議員が全ての一般質問において議長の意に沿わない質問を事前に封じられることになります。それは議会ではありません。市民の知る権利への根本的な侵害であります。

しかし、私が最も申し上げたいのは、録音に含まれていないことであります。

6月9日、私が議会事務局での手続を終え、議長控室へ移動しようとした、そのときであります。事務局の出入口において永島守議長は私に向かってこう言いました。要らんこと言うな、市長が困ろうだいと。この発言は録音に含まれておりません。提出した録音は議員控室での打合せの場面のみを録音したものです。恫喝を受けた事務局出入口の場面は、そもそも録音の対象外であります。

もし反対討論において録音に恫喝が確認できなかったと発言があるとすれば、それは的外れであります。録音されていない場面の出来事を、録音にないから存在しないということは論理として成り立ちません。この録音は、永島守議長が私の打合せに同席しながら、私の同意なく私的に行ったものであり、なぜ議長が録音する必要があったのか、中立であるべき場がなぜ特定の議員の職務活動をひそかに記録しなければならなかったのか、議員の活動に関し、牽制する意図があったと判断せざるを得ません。

6月18日、議長は議長席からこう言い放ちました。私のほうこそあなたに謝罪、それから提出者についても謝罪を私が申入れしますと。正当な議員活動を行った私に対して、6月12日に正式な抗議文を提出された土井彌一郎会長をはじめとする市民の皆様に対して、議長がその職責から逆謝罪を要求され、これは議員への威圧であり、声を上げた市民への公開的圧力であります。断じて許されません。

結びに、要らんこと言うな、この言葉は、市民の知る権利に応えようとする議員の活動を要らんことと言い放ったに等しいものであります。

第1次から今日まで、永島守議長は議会においても、市民に対しても、説明責任を果たしたことが一度もありません。それどころか、今回は議長自身が提出した録音が新たな問題を次々と明らかにしました。証拠は議長から出てきたものであります。

以上、賛成の発言をいたしました。ありがとうございました。

○副議長（平木一朗）

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本決議案は否決されました。

ここで永島守議員の入場並びに議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、市長から議案第44号 工事請負契約の締結について、議案第45号 工事請負契約の一部変更について、この2件の送付がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第44号 工事請負契約の締結について、議案第45号 工事請負契約の一部変更についての案件2件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。議案第44号並びに議案第45号の案件2件については、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

本日ここに、追加として提案させていただきました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第44号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、向島雨水ポンプ場機械・電気設備（No.3 雨水沈砂池設備）改築工事に関するものでありまして、去る6月4日、条件付き一般競争入札を行いましたので、工事請負契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 工事請負契約の一部変更について御説明を申し上げます。

本議案は、旧緒方家住宅保存修理工事につきまして、建物の土台となる礎石に大幅なずれなどが確認されたため、本年10月までとしている工期を令和9年3月まで延長し、工事内容に増工が生じたことから、契約金額を変更するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御議決をいただきますようお願い

申し上げます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をいただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

通告ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第45号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）はい。（「議長不信任案を提出します」と呼ぶ者あり）案件は何ですか。内容についてはどういうことですか。同じ議会で同じ議案は取扱いできませんよ。（「違います、内容は」と呼ぶ者あり）そしたら、これに賛同される方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

そしたら、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、本市議会議員龍誠一議員外3名から議案第46号、私への議長不信任決議が提出されております。

本件については私の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

休憩。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（平木一朗）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となるゆえをもって退席されましたので、これから私が議長の職を執ることといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、この際、お諮りいたします。本日、龍誠一議員外3名から、永島守議員に対する議長不信任決議が提出されております。

この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、提出者の説明を求めます。8番龍誠一議員。

○8番（龍 誠一）（登壇）

皆さん、お疲れのところすみません。

議案第46号 永島守議員に対する議長不信任決議。

標記の決議案を別紙のとおり提出する。令和8年6月26日。提出者、大川市議会議員、内藤栄治、私、龍誠一、永島幸夫、西田学でございます。

内容につきましては、永島守議員への議長不信任決議。

令和8年6月18日、永島幸夫議員が自席に戻る前に休憩を告げたので、動議を告げられたのが休憩後になりましたが、議長不信任決議案を提出された直後、議長はそのまま対応し、本来の手続である賛成者の確認を行わないまま、議長席において自己弁護を開始しました。

動議が提出された場合に議長が行うべき手続を履行しなかったことは、議事運営上の重大な義務違反でありますので、これを提出いたします。

以上です。

○副議長（平木 一郎）

提出者の説明は終わりました。

それでは、これから議案第46号 永島守議員に対する議長不信任決議に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。8番賛成ですね。12番。（「反対です」と呼ぶ者あり）はい。6番。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成ですね。

それでは、討論の通告がありましたので、これを許します。

まず、12番遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）（登壇）

私は今回の永島議員への議長不信任決議案に反対の立場で討論をいたします。

まずもって、永島幸夫議員が自席に戻る前に動議を発せられたとありますけれども、これは既に議長は休憩を告げて、次の再開時刻まで発した後の話であり、なおかつその後、議長

が自分の弁明をしたということですから、これも休憩中でございます。

これに関しては、議長の配慮で、次、再開後すぐに動議の発議をちゃんと取り扱っておりますし、本来の手続であるということで、賛成者の確認とか書いてありますけど、これは動議に対する同意者、これを確認して、ちゃんとこの不信任決議案に関しては議論がなされたわけで、何も議事進行の中で支障を来しているわけではありません。

こういう内容でもって議長不信任案を出すこと自体、非常に不愉快であると感じます。

以上です。

○副議長（平木一朗）

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

それでは、6番永島幸夫であります。賛成の立場で申し上げます。

動議提出の際、議長には賛成者確認という議事進行上の義務があります。これを飛ばして自己弁護に転じたことは、議事整理義務の重大な違反です。

それと、議長の役割は議会を公平公正に運営することです。特定の立場に立って議員の質問を封じたり、自らに対する動議の場で手続を無視して自己弁護に転じることは、その役割の根本に反します。

一連の出来事は、議会の公正な運営が損なわれていると判断いたします。どうぞ市民の皆さんも、議会で何が起きるか知っていただきたいと思います。議長の人格を非常に思って、どうしてこのような永島守議長が議長を務められるか、不思議でなりません。

以上です。

○副議長（平木一朗）

次に、8番龍議員。

○8番（龍 誠一）（登壇）

8番龍誠一でございます。議長不信任案に賛成の立場から申し上げます。

前回、4度目でした。これで5度目です。先ほど4度目の不信任案が否決されましたが、今定例会において様々な問題が明らかになりました。それを正式な事由として議事録に記録するため、今回5度目を提出しました。

早速ですが、まず、令和8年6月18日木曜日、本会議場で起きたことを申し上げます。

永島幸夫議員が自席に戻られる前に休憩を告げられたので、動議として告げられたのが休

憩後になりましたが、動議を提出された直後、永島守議長はそのまま対応し、賛成者の確認という本来の手続を行いませんでした。しかも、議長が真っ先に言うべき手続を飛ばして、それはですね、私のほうから申し述べますと述べ、議長席から自己弁護を始めました。動議が提出された場合に議長が行うべき手続を履行しなかったことは、議事進行上の重大な義務違反であります。

その後、永島守議長は本会議場の議長席において、コピー用紙を振り上げる行為を行いました。これは議員及び傍聴者に対する物理的な威圧行為であり、反対される方々への圧力として機能するものです。公正中立であるべき議長の職責に著しく反する行為です。

そして、永島守議長は本会議場において傍聴者に向かって、黙ってください、黙んなさいと発言しました。市民の皆様の傍聴権は保障されており、議長が独断でこれを封じようとすることは、市民の議会監視の権利を侵害するものであります。

そしてまた、永島守議長は議長席から、動議提出者であります永島幸夫議員に対しても、令和8年6月10日金曜日に正式な抗議文を提出された土井彌一郎氏をはじめとする市民の皆様に対しても、私のほうこそあなたに謝罪、それから、提出者についても謝罪を私がですね、申し入れますと発言しました。

正当な議会活動を行った議員、正当な手続で抗議文を提出された市民の皆様に対して、議長が本会議場で議長席から逆謝罪を要求するのであります。これは議員への威圧であり、市民の請願権への公開的な威圧でありますので、断じて許されることではありません。

永島守議長は令和8年6月9日火曜日、永島幸夫議員の一般質問の事前打合せに同席し、同意も求めず、打合せの内容を私的に録音しました。中立であるべき議長が特定議員の職務活動をひそかに録音、監視することは、議員活動の自由及びプライバシーを著しく侵害するものであり、議長の中立義務に根本から反します。

令和8年6月18日木曜日、永島守議長は本会議場において、あなたとのやり取りは全て文字起こしがございますと宣言し、コピー用紙を振りかざしました。その後、議会運営委員会において、永島守議長本人が許可なく私的に録音した内容を自らが文字起こしをして、その文書が委員に配付されました。議長本人が録音し、議長本人が文字起こしした文書は証拠能力を持たず、検証する手段ありません。議会運営委員会においても、使えないとの判断がなされております。

にもかかわらず、永島守議長は判断が下される前日の本会議場において、既に文字起こし

をして、証拠として公衆の前で提示しました。証拠能力のない私的文書を証拠として本会議場で振りかざすことは、議会の公正な運営を著しくゆがめるものであります。

永島守議長は、令和8年6月18日木曜日の本会議場において議長席から、あなたとのやり取りは全て文字起こしがございます、必要ならばテープもございますと宣言しました。しかし、提出された録音は議員控室での打合せ中の場面のみを記録したものであり、永島幸夫議員が永島守議長から要らんこと言うなど恫喝を受けた事務局入り口の場面は含まれておらず、永島守議長が言う、全て録音があるという議長の宣言と提出された録音内容には明白な矛盾があり、議長発言の信憑性を自ら損なうものであります。

これまでの各不信任案において、永島守議長は本会議場で発言の機会を得ながら、指摘された問題に対する誠実な説明及び謝罪を一切行っておりません。

さらに、令和8年6月12日金曜日、大川市の将来を考える会代表、土井彌一郎氏をはじめとする市民の皆様が正式な抗議文を提出され、14日以内の回答を求められました。これまでの不信任案において、今日まで議会においても、市民の皆様に対しても、永島守議長が説明責任を果たしたことが一度もありません。これが問われていることであります。

様々な問題を取り上げてまいりましたが、全く改善されておられません。それどころか、今回は永島守議長自身が許可なく録音し、文字起こしをして、証拠だと言い、その文書を提出するなど、新たな問題が明らかになりました。

以上の理由により、永島守議員には公正中立な大川市議会議長としての資格がないことは明白でありますので、不信任案に賛成いたします。

以上でございます。

○副議長（平木一朗）

これをもって討論を終結し、これから採決をいたします。

議案第46号 永島守議員に対する議長不信任決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本決議案は否決されました。

ここで永島守議員の入場並びに議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

11番川野栄美子議員、12番遠藤博昭議員、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いをいたします。
市長。

○市長（江藤義行）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、審議の過程で議員の皆様から賜りました貴重な御意見や御助言等につきましては、十分に尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいというふうに考えております。

引き続き議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

これにて令和8年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前10時58分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 永 島 守

大川市議会副議長 平 木 一 朗

大川市議会議員 川 野 栄美子

大川市議会議員 遠 藤 博 昭